

令和8年度(2026 年度)熊本連携中枢都市圏SDGsパートナー事業運営等業務委託 基本仕様書

1 業務名

令和 8 年度(2026 年度)熊本連携中枢都市圏SDGsパートナー事業運営等業務委託

2 業務の目的

熊本連携中枢都市圏の市町村(以下、「構成市町村」という。)と連携して、圏域内の住民・企業等への更なるSDGsの普及啓発に取り組むとともに、圏域内の「熊本県SDGs登録制度」の登録事業者(以下、「登録事業者」という。)及び構成市町村が交流できるプラットフォームを運営し、地域課題の解決を図ることで、持続可能な社会の実現を目指す。

3 履行期間

契約締結日から令和 9 年(2027 年)3 月 31 日まで

4 履行場所

熊本連携中枢都市圏域内（熊本市、荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、宇城市、阿蘇市、合志市、美里町、玉東町、南関町、長洲町、和水町、大津町、菊陽町、高森町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町）

※ 上記の他、履行期間満了日までに新規加入了した市町村がある場合は当該市町村も履行場所に加えるものとする。

5 業務内容

本業務では、登録事業者及び構成市町村による交流を促進するための「くまもとSDGsプラットフォーム」(以下、「プラットフォーム」といいます。)の運営と、登録事業者のSDGs経営の促進及び住民への普及啓発を目的としたワークショップ等を企画・実施するものである。なお、具体的な内容は本市と協議の上決定することとする。

(1) プラットフォームの運営と魅力向上に関するこ

① プラットフォーム特設ホームページの運営

- プラットフォームの登録会員(以下、「会員」といいます。)同士の交流促進及び会員のSDGsへの理解向上や実践を促進するため、令和4年度(2022 年度)に構築した以下の機能を有する特設ホームページの管理権限等を本市から引き継ぎ、適切に運営し、必要に応じて情報更新等を行うこと。（くまもと SDGs プラットフォーム：トップ (kumamoto-sdgs.jp)）
 - ホームページの詳細は、別添「詳細設計書」とおりとする。
 - ホームページのエラー発生時には 24 時間以内で復旧対応を目指すこと。
 - 本業務完了時までに、アカウント・サーバー等の管理、ページの更新作業等をはじめ、必要な事項について、本市が指定する者に引継ぎを行うこと。
- ※ 別添「詳細設計書」については、令和 8 年(2026 年)3 月 31 日までに変更が加わる場合がある。
- ※ ホームページの運営、保守管理、引継ぎにかかる経費は、すべて本委託事業に含むものとする。

【特設ホームページの主な機能とねらい】

- ① 広がる
 - ・各会員のSDGsに関する取組やイベント等の情報発信を行い、会員同士の情報共有を促進
 - ・会員以外へプラットフォームや会員の活動を発信し、魅力を高める
- ② 学ぶ
 - ・SDGs経営などの事例紹介や関連資料等を掲載し、SDGsに関する会員の学びを促進
- ③ つなぐ
 - ・会員主体のSDGsに関連するプロジェクト提案を募集・掲載し、協働で取り組む会員をマッチングするとともに、会員のシーズやニーズのマッチングを実施することで、イノベーションの誘発を促進

※シーズとは、SDGsに関するノウハウや技術などを想定。

※ニーズとは、SDGsに取り組むにあたって求めていることなどを想定。

② プラットフォームの会員受付事務及び会員情報の管理

- 随時、会員申込の受付事務を実施するとともに、会員情報(法人・団体名、代表者、所在地、窓口担当者、連絡先など)をデータ化し、適切に管理すること。
- 会員は、登録事業者及び構成市町村を想定。

③ プラットフォームの加入促進

- 特設ホームページを活用して、本プラットフォームのマッチング事例やSDGs経営に関する最新情報等の積極的な情報発信を行い、企業等のプラットフォームの加入促進を図ること。
- 情報発信においては、ホームページへのアクセス数等を適切に把握・分析し、効果的な実施に努めること。なお、把握・分析したアクセス数等については、月1回程度、本市へ報告すること。
- 新規の登録事業者決定などの適切なタイミングで周知を行い、登録期毎に10社程度の会員の新規加入を目指すこと。

④ マッチング支援

- 熊本の地域経済や地域課題に精通するコンシェルジュを2名以上設置すること。
- コンシェルジュは、上記のホームページ等を活用して、随時、SDGsに関する情報共有を行うとともに、会員からのシーズやニーズ、提案したいプロジェクトの受付、問い合わせや相談に対応し、産学官金連携等も考慮して、連携や賛同が想定される会員等へのマッチング支援を行うこと。また、受付・対応内容については、適宜、本市に報告すること。

※マッチングとは、会員同士の取組の方向性に関する合意形成(協定など)や具体的なプロジェクト創出を想定。

- 新規会員の登録時に、シーズやニーズ、提案したいプロジェクトのヒアリングを2回以上行うとともに、既存会員についても必要に応じてヒアリングを行うことでプラットフォームでの交流の活性化を図ること。
- マッチングの成立及び不成立においては要因分析を実施し、次のマッチング成立へつなげていくこと。
- 特設ホームページを活用した会員同士のマッチングに併せて、会員以外の企業等とのマッチングを希望した場合は、マッチング支援を行うこと。

⑤ SDGs 関連情報配信、相談・問い合わせ対応等

- 会員に対し、電子メール等の適切な手段を用いて、SDGs に関する情報等を適宜発信すること。
- 会員からのSDGs推進に関する相談に応じるとともに、プラットフォームに関する問い合わせに対応すること。

(2) 企業等のSDGs推進及び圏域住民への普及啓発に関すること

① 企業向けSDGsワークショップ等の企画・実施

- 登録事業者を対象に、SDGs経営の推進を目的としたワークショップ等を企画・実施すること。
- 実施にあたっては、会員以外の登録事業者等も参加しやすい方法となるように工夫すること。
- 参加した登録事業者同士のマッチングにつながるように工夫すること。

② 会員のSDGs推進に関する伴走支援

- 会員のSDGs経営又はESG経営に関して、個別の支援が必要な会員を5者程度選定し、会員の実状に応じた具体的なアドバイスを複数回実施すること。

③ 圏域住民への普及啓発ワークショップ等の企画・実施

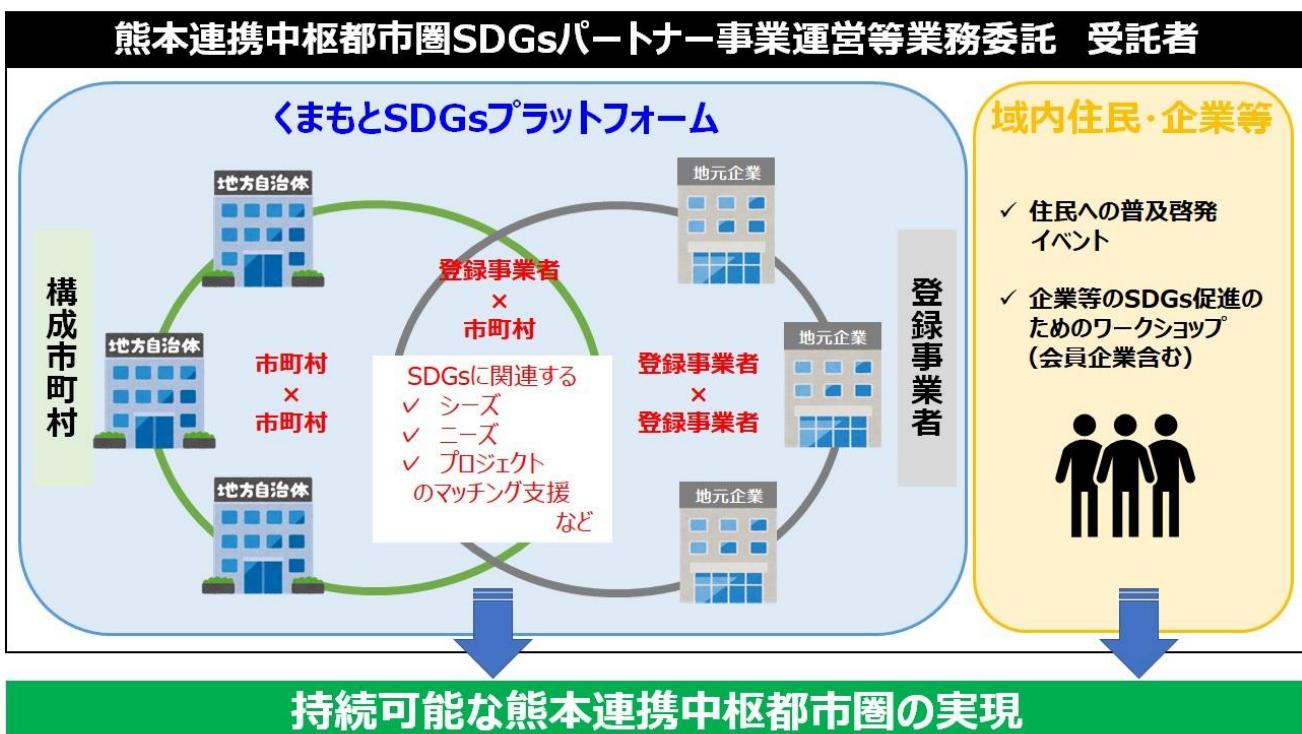
- 圏域内の住民等を対象に、SDGsの普及啓発及びSDGsの達成に向けた具体的な行動を日常生活に落としこむことを目的としたワークショップ等を企画・実施すること。
- 実施にあたっては、こどもや若者を中心に幅広い世代が一緒になって取り組める内容とするなど普及啓発の効果を高めるとともに、参加しやすい方法を工夫すること。

《実施上の留意点》(①、②、③共通)

- ・ 単なるワークショップ等の実施にとどまらず、SDGs全般やプラットフォームに関するアンケート収集等により、実施による効果測定及び課題の抽出等を行い、今後の事業展開につながる内容とすること。
- ・ ファシリテーターや講師などを配置する場合は、市と協議のうえ受託者が招聘の手配を行うこと。
- ・ リモートで実施する場合は、リモート環境の手配や運営などについては、受託者が行うこと。

※ 業務に係り発生する費用(リモート環境整備や講師等の謝礼、招聘に関する費用等)については、受託者の負担とする。

【参考:本業務のイメージ図】



6 注意事項

会員に関する情報については、本市の情報セキュリティポリシーを遵守し、適正に管理すること。

7 業務実施体制

業務実施体制について明確にし、業務を適切に実施するために必要な経験等を有する担当者の配置体制を確保すること。

8 スケジュール(予定)

令和 8 年(2026 年) 4 月	業務開始(プラットフォームの運営・マッチング支援等開始)
令和 8 年(2026 年) 7 月頃	企業向けSDGsワークショップ等の開催(開催後に伴走支援開始)
令和 8 年(2026 年) 8 月頃	圏域住民への普及啓発ワークショップ等の開催

※ 具体的なスケジュールは本市と協議の上決定することとする。

9 業務管理

履行期間中においては、次のとおり適切に業務管理を行うこと。

(1) 課題管理

本業務を遂行するうえで課題が顕在化した場合は、早期に解決するための検討を行う。また、緊急性を伴う課題については隨時本市に報告する。

(2)会議の開催

- ア 業務の進捗状況確認や課題等の共有を行うため、受託者は業務開始後、定例的(原則として月に1回程度)に本市と業務に関する打合せを実施するほか、本市が必要と認めたときは、隨時打合せに応じるものとする。
- イ (1)の緊急性を伴う課題について報告があった場合、隨時関係者による会議を開催し、課題及び進捗について調整を行う。
- ウ 会議においては、受託者側で十分な資料準備と議事録作成を行い、円滑かつ効率的な協議を実施する。

(3)苦情等の報告

市民等からの委託業務に関する苦情及び本市への要望等については、全て本市に報告する。

10 成果品の提出及び取り扱い

(1)成果品の種類

- ア 業務報告書:1部
- イ 特設ホームページのコンテンツ(本業務においてコンテンツ追加を行った場合のみ)
- ウ プラットフォームに関する情報(会員情報、プロジェクト情報など)

(2)提出場所

熊本市政局総合政策部政策企画課

(3)成果品の取り扱い

本業務の成果品の取り扱いは次のとおりとする。

- ア 成果品に関する著作権は、検査完了の時をもって受託者から本市に移転及び帰属するものとする。
- イ 本市は、受託者に了解を得ることなく、成果品を、公益上の目的に限り、これを第三者に利用させることができる。
- ウ 受託者は成果品を複製し、これを第三者に譲渡又は継承させてはならない。
- エ 受託者は、本市及び本市の指定する者に対し、本業務の成果品に関する著作者人格権(著作権法(昭和45年法律第48号)第18条から第20条までに規定する権利をいう、以下同じ。)を一切行使しないものとする。

11 秘密の保持等

- (1)受託者は、本業務の履行を通じて知り得た業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。本業務の履行にあたる受託者の使用人も同様の義務を負い、この違反について受託者はその責を免れない。
- (2)受託者は、本業務のデータファイル、プログラム、個人情報、その他本業務に関する資料を本業務以外の用に供するほか、複写又は複製してはならない。